

鳥飼仁和寺大橋有料道路の料金徴収期間の延長について

このたび、当初、平成 29 年 2 月 27 日までとしておりました鳥飼仁和寺大橋有料道路の料金徴収期間を 10 年間延長することとなりました。

引き続き、徹底した経営改善を図るとともに、安全で安心して利用していただけるよう努めてまいりますので、今後もご利用よろしくお願いいたします。